

信託セミナー

令和3年度税制改正について

～資産税の改正を中心に～

財務省主税局税制第一課企画官 吉住秀夫



— 目 次 —

はじめに

1. 令和3年度税制改正における資産税関係の改正内容

- (1) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し
- (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

(3) 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

(4) 事業承継税制の見直し

(5) 特定の美術品についての納税猶予制度の見直し

(6) 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

2. その他の改正内容

はじめに

財務省主税局税制第一課で資産税担当の企画官をしている吉住と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

令和3年度の税制改正については、新たな制度を創設するというよりは、これまであった制度について、その延長や改正などを行っています。資料のうち、(1) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直しから (5) 特定の美術品についての納税猶予制度の見直しまでが令和3年度税制改正における資産税関係の主な改正事項、(6) が今後の検討事項になります。

1. 令和3年度税制改正における資産税関係の主な改正内容

(1) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の見直し

令和3年度税制改正前の教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要は、資料1のとおりです。親や祖父母が金融機関の子や孫の名義の専用口座等に教育資金を一括して拠出した場合、1,500万円まで贈与税が非課税となります。適用期間は、平成25年4月1日から令和3年3月31日、受贈者は0歳から30歳までの子や孫となります。

贈与者死亡時の取扱いは、死亡前3年以内の贈与について残高を相続財産に加算します

が、孫等に対する相続税額の2割加算は適用されないこととなっていました。

資料2は、教育資金の範囲を示したものです。

まず、「学校等」に直接支払われる入学金や授業料その他の金銭ですが、「学校等」の範囲は幼稚園、小・中学校、高等学校、大学等であり、学校等に対し支払われる教育に係る役務の提供への対価または教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費が対象となります。

「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭は500万円の枠内で非課税の対象となります。学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動に係る教育指導として社会通念上認められるものへの対価が対象となり、学習塾や予備校、文化芸術活動、スポーツ活動などが認められています。

学校等に支払われる金銭と学校等以外の者に支払われる金銭と合わせて1,500万円までが非課税となります。

教育資金贈与信託の受託状況は資料3のとおりです。利用実績は延べ23万件、金額は1.67兆円となっています。新規契約数は、平成25年度は67,581件、新規信託財産設定額は4,478億円でしたが、令和元年度では9,413件、金額は828億円となっており、経済政策として導入された当初よりも減少しています。

令和3年度改正前の結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、資料4のとおりです。結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置は、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置と同様、親や祖父母が子や孫の名義の専用口座等に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、1,000万円ま

で非課税とする制度です。適用期間についても、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置と同様に令和3年3月31日までとなっていました。受贈者は年齢20歳から50歳までの合計所得金額1,000万円以下の子、孫が対象となります。贈与者死亡時には、死亡時の残高が相続財産に加算されますが、孫等に対する相続税額の2割加算は適用されないこととなっていました。

結婚・子育て資金の対象範囲は、資料5のとおりです。

まず、結婚に際し要する費用は、300万円までが非課税となりますが、①婚礼（結婚披露を含む）の費用、②家賃、敷金その他これに類する費用、③転居するために要する費用が対象となります。

妊娠・出産・育児に要する費用は、1,000万円までが非課税となりますが、①不妊治療に要する費用および妊娠に要する費用、②分娩費その他これに類する費用、③子の医療費、④幼稚園、保育所、認定こども園の保育料その他子育てに要する費用が対象となります。結婚に際し要する費用と合計で1,000万円までが非課税となります。

結婚・子育て資金贈与信託の受託状況は資料6のとおりです。利用実績は延べ7,000件弱、金額では203億円です。新規契約数は、経済対策として導入された当初の平成27年度には4,712件でしたが、令和元年度で212件、新規信託財産設定額は10億円と、10分の1程度に減少しています。

与党税制改正大綱では、資料7のとおり、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関して、平成27年度、平成31年度、令和2年度に記載があります。

平成31年度の与党税制改正大綱では、生前

贈与により祖父母や両親の資金を早期に若年世代に移転させることで、経済活性化に資するといった側面を評価しつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等や世代間・世代内の公平の実現等の観点から見直しを行っていく必要があるとの指摘がなされていました。

教育資金の一括贈与に係る課税上の問題点は、資料8のとおりです。贈与者が死亡した場合、相続財産に残高が加算されるのは死亡前3年以内の贈与に限られているので、教育資金贈与制度の利用中に贈与者が死亡した場合、贈与から3年が経過していれば、死亡時残高は課税対象とはならないこととなりました。

必要な都度、教育費を贈与する場合、贈与者が孫の教育費が必要となるまで手元に保有したまま死亡すると、手元にある財産は相続財産となります。一方、教育資金一括贈与制度では3年間経過していれば相続財産とならないため、都度贈与との違いが論点となりました。

資料9は、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る共通の論点を示したものです。

被相続人が子を越して孫に直接遺産を遺贈することにより、相続税課税を1回免れるといった負担回避を防止する観点から、孫が相続等により財産を取得する場合には相続税が2割加算されることになっています。先ほど説明のとおり、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与制度については、贈与者死亡時の残額については孫が取得する場合であっても2割加算の対象外であることから、通常の相続との違いが論点となりました。

令和3年度の税制改正における教育資金の

一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しの内容は資料10のとおりです。先に説明した論点を踏まえ、教育資金の一括贈与制度では、贈与者死亡時の残高について相続財産に加算することや、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する措置が講じられました。適用期限は、令和3年3月31日までを令和5年3月31日まで2年間延長されました。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しの内容は、資料11のとおりです。結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置では、令和3年度改正以前から贈与者死亡時の残高は相続財産に加算することになっておりましたので、今回の改正では、孫に相続税が課税される場合には相続税額の2割加算を適用する見直しのみが行われました。適用期限は、教育資金と同じく令和5年3月31日まで2年間延長されることとなりました。

(2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

次に、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直しについて説明します。

親や祖父母等が住宅取得等の資金を贈与する場合、資料12のとおり、契約締結の時点に応じた非課税枠まで贈与税を非課税とする制度であり、適用期限は令和3年12月31日までの措置になっています。今回の改正では、適用期限を延長したわけではありませんが、昨今の状況を踏まえ、適用要件や非課税枠が見直されました。

具体的には、住宅面積が床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋が適用対象となりましたが、令和3年度税制改正において、

合計所得金額が1,000万円以下の者については、面積要件を40㎡以上に引き下げました。

非課税枠についても、階段状に逡減していく制度となっていました。令和3年度税制改正により、令和3年4月から12月の契約については令和2年度と同水準まで引き上げることとされました。具体的には、耐震や省エネ、バリアフリーの住宅の場合には最大3,000万円、1,500万円、1,200万円と非課税枠が逡減する制度であったところ、令和3年度改正で、令和3年4月から12月の契約については、非課税枠を最大1,500万円に引き上げることになりました。

(3) 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

国際金融都市の議論等を受けて、令和3年度税制改正で、外国人に係る相続税等の納税義務の見直しが行われました。

外国人に係る相続税等の納税義務の見直しは、今回が初めてではなく、海外から外国人の方を日本に呼び入れ、ご活躍いただく観点から、累次の改正が既になされてきているところでは、

平成29年度税制改正において、資料13のとおり、住所が一時的である外国人同士、具体的には相続前15年のうち、日本国内の居住期間が10年以下である外国人同士の相続等については、国外財産を課税対象としないこととなりました。

平成30年度税制改正においては、外国人の出国後に発生した相続については、日本での滞在期間を問わず、国外財産を課税対象としないこととされています。

このように、これまでも高度な外国人材の受け入れを促進するための改正を行ってきた

ところですが、令和3年度税制改正では、国際金融都市の議論を受け、さらなる見直しが行われています。

高度外国人材等の受け入れを促進する観点から、資料14のとおり、今回の改正で、高度外国人材等の日本での就労を更に促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した場合、居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象にしないこととなりました。

先ほど申し上げたように、これまでは、一時居住者や、居住期間が一定程度長い人は国外財産を相続税の課税対象とし、短い人は対象にしないこととなっていました。令和3年度税制改正では、就労等のために日本に居住する外国人、具体的に申し上げると出入国管理法別表第1で示されている高度専門職や、経営管理、研究など、日本で就労する際にこのような資格で在留資格をお持ちの方に対しては、居住期間を問わず国外財産には課税せず、日本国内の財産のみに課税する等の措置が講じられました。このような措置を通じて、外国の方が日本に入ってきて活躍しやすい環境をより一層整備したということになるかと考えています。

(4) 事業承継税制の見直し

事業承継税制については、制度創設以来、数次の改正がなされてきており、近年では、法人版の事業承継税制のみならず、個人版の事業承継税制も措置されています。また、法人版の事業承継税制については、利用をより促進する必要があるといった考えから、特例措置を設け、10年の間、従来の制度を抜本改正した措置を行っています。

現在、中小企業の事業承継が問題になって

います。経営者の年齢が高齢化する中、後継者への事業承継があまり進んでいないという状況です。事業承継税制は、早期の事業の承継を税制上後押しする観点からつくられているものです。

法人版の事業承継税制の概要は、資料15のとおりです。

納税猶予を受けるまでの流れは、特例措置においては、特例承継計画をつくり、経営承継円滑化法の認定を受け、担保を提供した上で申告することで、相続税・贈与税の納税猶予を受けることになります。その後、後継者が事業を継続して、最終的に後継者の死亡等の際には猶予税額を免除することになっています。

これまでの事業承継税制の改正の経緯は資料16のとおりです。法人版事業承継税制は平成21年度税制改正で創設されました。一般措置の創設とありますが、平成30年度税制改正で特例制度が創設されましたので、特例制度と対比するため、一般措置の創設と記載しています。

資料16にあるとおり、事業承継税制の適用を受けるための要件には、いくつかの要件があります。

まず、承継後5年間、毎年8割の雇用を維持していただくこととされていましたが、平成25年度、29年度税制改正で緩和され、平成30年度改正で創設された特例制度では雇用要件の弾力化がなされ、5年平均で8割を下回っても、その理由が経営悪化等であるときは、認定支援機関の指導助言を受ければ継続して適用できるといった緩和がなされています。そのほか、対象総株式数については発行済株式の2/3を上限としていたものが全株式が対象になり、税額の猶予割合は80%であった

ものが100%になる等の緩和措置がなされています。

このような流れの中で、令和3年度税制改正においても、事業承継税制の利用を促進するよう、適用要件の緩和がなされています。

改正前は、資料17のとおり、後継者つまり相続人は、相続開始直前において役員であることが要件とされていました。ただし、先代経営者が60歳未満で亡くなられた場合には、役員になられてなくても事業承継税制の適用を認めるということとなっていました。

経営者の方の年齢分布の推移を見ると、資料18のとおり、2013年では、60代、70代の方が5～6割でしたが、その後、70代の割合を見ると、2013年は21.6%だったのが、2018年は28.1%とかなり増えてきています。60代の方は減ってはいるのですが、全体としては経営者の方の年齢層が上がる傾向になっています。逆に言えば、70代の方もまだ現役でご活躍している状況が顕著になってきていると思います。

資料19は経営者が後継者をいつ決めたかを示したものです。この資料を見ると、経営者が20代、30代、40代ぐらいの場合は後継者が決まっていない割合が多くなっていますが、60代過ぎになっても後継者ありが50.5%、後継者不在が49.5%と、後継者がいるという方が半分程度となっています。70代になると、後継者が決まっている方が6割、決まっていない方が4割となり、80代になると後継者が決まっている方が7割近くを占める状況となっています。つまり経営者が50代、60代ぐらいまでは、まだ後継者が決まってないケースが多くなっています。

このようなことを踏まえ、資料20のとおり、相続税の納税猶予の要件を緩和する措置が講

じられています。改正前は、死亡後に後継者を決定しておくことが計画的な事業承継に資するという考え方から、被相続人が60歳未満で死亡した場合を除き、後継者が被相続人の相続開始前に会社役員に就任していることが必要とされていましたが、中小企業の経営者の平均年齢の上昇を踏まえ、改正後は、被相続人が70歳未満で死亡した場合には役員就任要件を不要とすることになりました。

さらに、資料21のとおり、10年間の特例措置については、特例承継計画を策定している会社であれば、特例承継計画に後継者として記載されている者については、役員就任要件を不要とする改正が行われました。

次に、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予措置、いわゆる個人版の事業承継税制について説明します。制度の概要は資料22のとおりです。個人版の事業承継税制は、個人事業者である先代経営者から特定の事業用資産を相続・贈与により取得した場合、その事業用資産に係る相続税・贈与税を100%猶予し、後継者の死亡等の場合には免除するという制度です。

個人版の事業承継税制は、対象が個人事業者であり、承継する資産は株式ではないため、様々な事業用資産を引き継いだ場合に、それに係る相続税や贈与税の納税を猶予するというものです。

個人版の事業承継制度は、法人版よりも創設は遅く、平成31年1月から10年間の措置ですが、基本的に法人版事業承継税制と同様の仕組みとなっています。法人版と同じように、5年以内に個人事業承継計画を策定していただくことで、円滑な事業承継に資する措置の適用を受けられる制度となっています。

納税猶予の流れについても、法人版事業承

継税制と基本的には同様であり、個人事業承継計画を作成し、経営承継円滑化法の認定を受けて申告することで納税猶予が適用され、事業の継続を前提に猶予が継続し、後継者の死亡等の際に猶予税額を免除することになります。

令和3年度税制改正において、個人版の事業承継税制についても要件の緩和措置が講じられています。

資料23は特定事業用資産の範囲を示したもので、適用の可否を○×で表しています。納税猶予の対象となる資産は土地等、減価償却資産、建物およびその附属設備、構築物、機械装置、工具・器具備品、車両運搬具が対象となっています。

資料24は特定事業用資産に該当する自動車を示したものです。車両運搬具については、これまで自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用される自動車、事業用の緑ナンバーのもの等が対象となっていました。令和3年度税制改正において、乗用車であっても事業用に使っている場合もあることから、乗用自動車のうち、取得価額が500万円に対応する部分については対象とすることとなりました。これは、500万円以上の乗用自動車も対象となるものの、適用対象となる部分が取得価額500万円までに対応する部分に限られるという意味です。この措置により個人事業者の事業用の乗用自動車の相当程度をカバーすることができるのではないかと考えています。

(5) 特定の美術品についての納税猶予制度の見直し

特定の美術品についても、資料25のとおり、相続税の納税猶予制度があります。

この制度は、世界文化の見地から特に優れた価値を有する美術品の公開促進と散逸防止の観点から、美術品の所有者が、当該美術品を5年以上にわたって適切に公開する内容の寄託契約を美術館との間で締結し、文化庁が認定した文化財保護法による美術品の保存活用計画を作成して美術品を寄託している場合、当該美術品の価額の80%に対応する相続税の納税が猶予されることとなります。

本制度の対象は、重要文化財の他、登録有形文化財のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上、学術上、特に優れた価値を有するものとされ、製作後50年を経過したものが対象となっていました。優れた現代アート等の散逸防止や保存活用を図る観点から、登録有形文化財の登録基準の改正により、製作後50年を経過していないものを対象に追加する見直しが行われました。

(6) 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

ここからは、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討についてお話しします。具体的な議論は今後始まる場所ですが、検討が行われることとなった経緯について、説明させていただきます。

資料26は、年代別の金融資産の保有残高を示したものです。

バブル崩壊が始まる前の1989年には、60歳以上の金融資産の保有割合は3割程度でしたが、徐々に増加し、2014年には6割強となっています。おそらく直近ではさらに増えているものと思われます。

年代別の保有総額でも、60歳以上の世代は右肩上がりに伸びている一方、60歳以下の世代は減少傾向にあります。2014年時点で

は、60歳代以上だけで1,000兆円以上の金融資産を保有しているという結果がでています。

資料27は高齢者一人世帯と高齢者世帯（二人世帯）の貯蓄現在高階級別の世帯数分布を、1994年と2014年との比較で表したものです。高齢者一人世帯の方が顕著ですが、いずれもグラフの形がU字型からV字型にシフトしていることから、格差が広がっていることが分かります。時代の変化に伴う高齢者世帯の属性変化等が影響している可能性もありますが、いずれにしても貯蓄現在高が高い世帯と低い世帯との二極化が進んでいる傾向が明らかとなっています。

資料28は、相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比を示したものです。事業承継に係る税制に関して、経営者が事業承継を行う年齢が上昇傾向にあることを踏まえ、役員就任要件が60歳未満から70歳未満に改正されたこととお話ししましたが、事業承継に限らず、被相続人と相続人の年齢も、近年上昇傾向にあります。

平成元年には、被相続人の年齢構成は、70歳から79歳が3割、80歳以上が4割弱であり、70歳以上をまとめると7割程度でした。平成30年には、80歳以上の割合だけで7割、70歳以上をまとめると9割弱に増えており、高齢で被相続人になる方の割合が多くなっています。このような推移を踏まえると、相続人となる方の年齢は40代～50代の割合が多くなっているものと思われます。

このように、高齢者が比較的年齢の高い相続人に財産を承継する、いわゆる「老老相続」が増加していることや、経済のストック化の進展により、高齢世代における資産蓄積が顕著になっており、消費意欲の高い若年世

代への資産移転が進みにくい状況となっています。

資料29は、令和元年9月の政府税制調査会で示された、「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」の内容です。

この中で、「贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対し一定の抑制が働いていると考えられ」、このような抑制がなく生前贈与を促すための制度として、「平成15年度に相続時精算課税制度が導入された」が、「必ずしも広く利用されている状況ではない」とされています。このような認識の下、「我が国においても、諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で検討を進める必要がある。」とされています。

このような議論を踏まえて、資産の再配分機能を適切に確保しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の検討が進められているところです。

資料30は、わが国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較を示したものです。アメリカ、ドイツ、フランスの税制は、生涯ないし一定期間内の生前贈与と遺産の額、相続財産の額を全て合算して税額を計算する仕組みである点で類似しており、相続税と贈与税とを別枠で課税している日本とはかなり異なることが分かります。

アメリカでは、一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税します。贈与時においては過去の累積贈与額と本年度分の贈与額の合計額について累進税率を適用して税

額を計算し、既に過去支払った贈与額を控除する制度となっており、相続時にも同様の計算を行います。

ドイツでは、過去10年間の財産の移転額について課税されます。具体的には、贈与の場合は、過去9年間の累積贈与額と本年度分の贈与額の合計額を対象に税額を計算し、既に支払った税額を差し引くこととなります。相続の場合は過去10年間の累積贈与額と相続との合計額に累進税率を乗じ、支払った贈与税を控除する、いわば毎年精算する形の税制となっています。フランスの税制はドイツと類似していますが、算入する累積贈与額の期間が15年と、ドイツより長くなっています。

日本では暦年課税と精算課税の2つの課税方法があり、後者については、平成15年の改正において導入されましたが、選択制であることもあり、利用されている割合は多くありません。

日本における今後の相続・贈与に関する税制のあり方については、高齢者に資産が偏在していることも踏まえ、格差の固定化を防ぐ観点から資産の再配分機能を適切に発揮させつつ、その一方で生前贈与等を通じて資産の移転が円滑になされるよう、資産移転の時期の選択に中立的な税制の検討が進められています。

資料31は、資産移転の時期に中立的な税制のイメージを示したものです。「資産移転の時期の選択に中立的」とは、資産の移転の時期・回数・金額にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを指しています。贈与者あるいは受贈者にとっては、資産移転の時期を考える際に税負担の軽重を考慮する必要がなくなり、ニーズに即した財産の

移転が促進される一方で、意図的な租税回避の防止にもつながると考えられています。

資料32は、わが国の相続税と贈与税の関係を示したものです、相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても贈与税率が高くなり、生前贈与が抑制される傾向にあります。一方で、相続税に適用される税率が最高税率になるような、高額な相続財産を有する層にとっては、贈与税を支払ったとしても、生前贈与を行って資産を分割することで、相続財産を小さくして相続税の累進負担を回避することが可能な構造となっています。

2. その他の改正内容

ここまで資産税を中心に、令和3年度税制改正の内容についてご説明させていただきましたが、資料33以降において、その他の改正事項を示しております。

主な事項としては、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るために、企業のデジタルトランスフォーメーションおよびカーボンニュートラルに向けた投資を促

進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとなっております。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行うこと等が盛り込まれています。

資産税関係については、冒頭申し上げたとおり、令和3年度税制改正においては、現行制度の見直しや延長、拡充といった措置を中心に、現下の経済状況を踏まえた対応を図っています。また、少子高齢化の中、活力ある経済社会を形成するため、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税の構築に向けた議論が始まっています。

皆さま方におかれましては、引き続き税務行政にご協力いただければと存じます。ご清聴ありがとうございます。

本稿は、令和3年5月28日に開催された信託セミナーにおける財務省主税局税制第一課企画官 吉住秀夫氏の講演内容をとりまとめたものです。

(よしずみ・ひでお)

(資料1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 | 令和3年度改正前

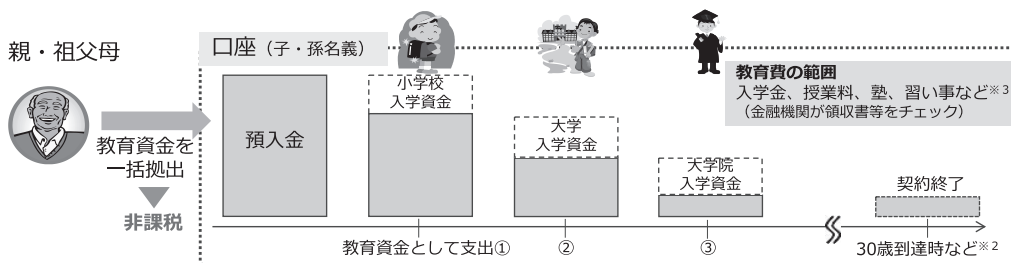
概要 親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座等に教育資金を一括して拠出した場合には、**1,500万円まで非課税**とする。

適用期間：平成25年4月1日～令和3年3月31日

受贈者：子・孫（0歳～30歳、合計所得金額1,000万円以下）

贈与者死亡時：死亡前3年以内の贈与について残高を相続財産に加算^{※1}
孫等に対する相続税額の2割加算は適用されない

契約終了時^{※2}：残高に対して、贈与税を課税



※1 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外。
 ※2 (1)30歳に達した日（学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、(2)30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日がなかった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
 ※3 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講費用に限定。
 (参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：23万11件、信託財産設定額：約1兆6,702億円

(資料2) 教育資金の範囲

「学校等」に直接支払われる入学金、授業料
その他の金銭 (1,500万円枠)

- 学校等に対して支払われる、教育に係る役務の提供への対価又は教育を受けるに当たり通常必要とされる物品の購入費が対象。
 (※) 例えば、施設整備費、教育充実費、修学旅行・遠足費が含まれる。
 学校等に直接支払われない下宿代は含まれない。
- 「学校等」の範囲
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校
 - ・大学（院）
 - ・高等専門学校
 - ・専修学校、各種学校
 - ・保育所、保育所に類する施設、認定こども園 等

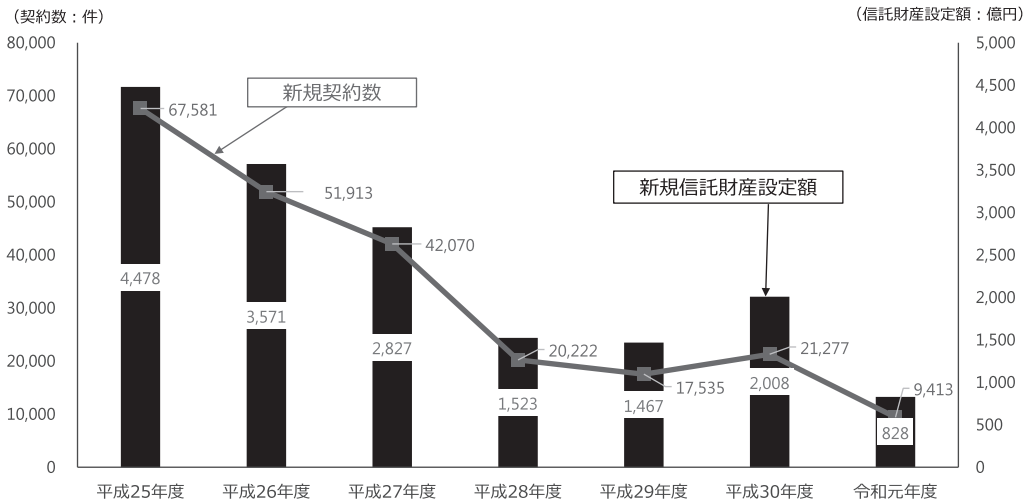
「学校等以外の者」に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭 (500万円枠)

- 学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動に係る教育指導として社会通念上認められるものへの対価が対象。
 (※) ・学習塾、予備校など
 ・文化芸術活動（楽器、舞踏、絵画など）
 ・スポーツ活動（水泳、野球、サッカー、テニス、武道、体操など）
 ・その他教養（習字、そろばん、外国語会話など）
 (※) 通学定期代、入学に伴う転居に要する費用、留学先への渡航費が含まれる。
 (※) 23歳以上の者は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限る。

(注) 上記の合計で1,500万円までが非課税

(資料3) 教育資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ230,011件、1.67兆円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で9,413件、0.08兆円 (R2.3時点)



(注) 信託協会公表の実績による。

(資料4) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 | 令和3年度改正前

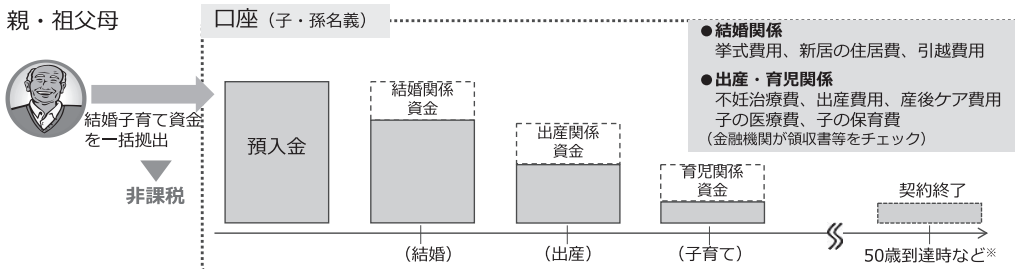
概 要: 親・祖父母 (贈与者) が、金融機関 (信託銀行・銀行等・証券会社) の子・孫 (受贈者) 名義の専用口座等に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、**1,000万円まで非課税**とする。

適用期間: 平成27年4月1日～令和3年3月31日

受贈者: 子・孫 (20歳～50歳、合計所得金額1,000万円以下)

贈与者死亡時: 死亡時の残高を相続財産に加算
孫等に対する相続税額の2割加算は適用されない

契約終了時: 残高に対して、贈与税を課税



※ (1)50歳に達した日、(2)信託財産がなくなった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日 (参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数: 6,959件、信託財産設定額: 約203億円

(資料5) 結婚・子育て資金の範囲

結婚に際し要する費用 (300万円枠)

- ① 婚礼（結婚披露を含む）の費用
 婚礼（結婚披露を含む。）に関する物品・サービスを提供する者に支払う費用（挙式費用、会場費、衣装代、飲食代、引き出物代など）で婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの
- ② 家賃、敷金その他これに類する費用
 ・家賃・共益費、敷金・礼金、契約更新料で婚姻の日前後1年以内に締結された賃貸借契約に基づいて支払われるもの
 ・上記契約の締結のために要した仲介手数料
- ③ 転居するために要する費用
 受贈者本人の引越代

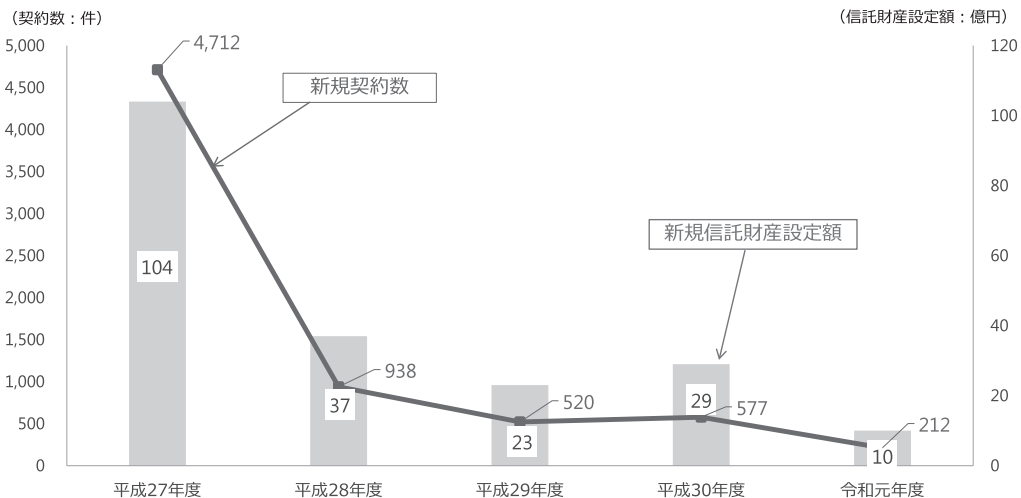
妊娠・出産・育児に要する費用 (1,000万円枠)

- ① 不妊治療に要する費用及び妊娠に要する費用
- ② 分娩費その他これに類する費用
 ・分娩費、入院料、差額ベッド代、新生児管理保育料など
 ・産後ケア施設の利用料など
- ③ 子の医療費
 治療費、医薬品代、予防接種代、検診費用
- ④ 幼稚園、保育所、認定こども園の保育料その他子育てに要する費用
 ベビーシッター費用

(注) 上記の合計で1,000万円までが非課税。

(資料6) 結婚・子育て資金贈与信託の受託状況

- 利用実績は、延べ6,959件、203億円
- 新規契約数は、経済対策として導入された当初よりも減少し、足元1年間で212件、10億円（R2.3時点）



(注) 信託協会公表の実績による。

(資料7) 教育資金等の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関する与党税制改正大綱 (抄)

平成27年度 与党税制改正大綱

税制は社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、不断の見直しを行わなければならない。

平成31年度 与党税制改正大綱

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、それぞれ平成25年度及び平成27年度の税制改正で導入された。制度の適用状況を見ると、両措置とも、導入当初と比べて新規契約数が大幅に減少している。また、両措置については、導入当初から、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘があった。これらの観点を踏まえ、両措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。

令和2年度 与党税制改正大綱

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

7

(資料8) 教育資金の一括贈与に係る課税上の問題点 | 贈与者死亡時の残高の扱い

本制度の利用中に贈与者が死亡した場合に、贈与から3年経過していれば、死亡時の残額は課税対象とならない。

※贈与者の死亡前3年以内の贈与については、死亡時の残高を相続財産に加算。ただし、受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

教育資金の一括贈与 (非課税措置) を利用する場合

(例) 祖父から1,500万円の非課税贈与を受け、祖父が死亡した際、1,300万円の残額があった場合 (贈与から3年経過)

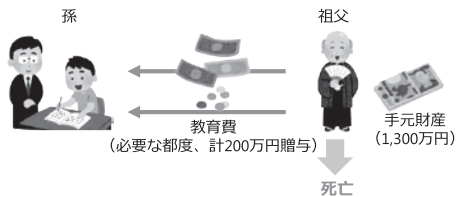


受贈者 (孫) が保有する贈与者死亡時の残額 (1,300万円) 贈与から3年経過していれば、相続財産に加算されない

(参考) 必要な都度、教育費を贈与する場合

- 扶養義務者 (親・祖父母) が「必要な都度」子・孫の教育費を贈与する場合、贈与税の課税対象とならない。
- 一方、「すぐに使われない教育費」に相当する財産を贈与した場合には贈与税の課税対象となる。

(例) 祖父が1,500万円の教育費の贈与をするつもりだったが、必要な都度、計200万円を贈与。1,300万円を手元に残して死亡した場合



孫の教育費が必要となるまで、贈与者 (祖父) が手元に保有したまま贈与者が死亡した場合、手元財産 (1,300万円) は相続財産となる

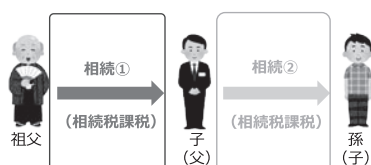
(注) 結婚・子育て資金の一括贈与については、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算 (贈与から贈与者死亡までの期間を問わない)。

8

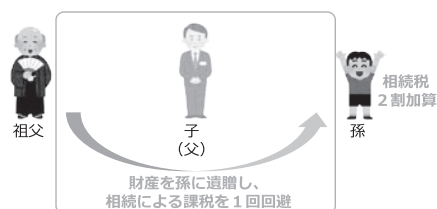
(資料9) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る課税上の問題点 | 相続税額の2割加算

- 被相続人が子を越して孫に直接遺産を遺贈することにより、相続税の課税を1回免れるといった負担回避(世代とばし)を防止する観点から、配偶者・1親等の血族以外の者(孫(代襲相続人を除く)など)が相続等により財産を取得する場合には、相続税額が20%加算される。教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与における贈与者死亡時の残額(相続財産に加算)については、この2割加算の対象外。
- 本制度を利用し、一括して教育資金、結婚・子育て資金を贈与した場合には、相続税の負担回避の効果が生じ得るため、節税目的で利用される余地がある。

祖父から子、子から孫への相続による財産の移転



遺贈による祖父から孫への財産の移転(世代とばし)



教育資金、結婚・子育て資金贈与

贈与者死亡時の残額(注)について、孫が遺贈により取得したものとみなして相続財産に加算。ただし、相続税額の2割加算は適用されない。
本制度を利用した場合、何の負担もなく「世代とばし」が可能

9

(資料10) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

贈与者死亡時の残高の取扱いについて

- 贈与者死亡時の残高について、相続財産に加算する。
(注) 受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学中の場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。(改正前と同様)
- 受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する。

適用期限について

令和5年3月31日まで、2年延長する。

10

(資料11) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

贈与者死亡時の残高の取扱いについて

贈与者死亡時の残高について、受贈者である孫等に相続税が課税される場合、相続税額の2割加算を適用する。

適用期限について

令和5年3月31日まで、2年延長する。

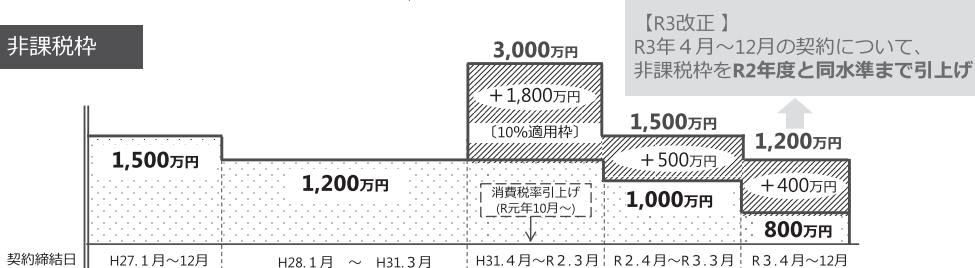
(資料12) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

親・祖父母等（贈与者）が住宅取得等の資金を贈与する場合、契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税とする。
（平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置）

適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋
【R3改正】合計所得金額が1,000万円以下の者について、下限を40㎡以上に引き下げ
- 受贈者：直系卑属（20歳以上、合計所得金額2,000万円以下）

非課税枠



(注) 1 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠はそれぞれ500万円減。
 2 平成31年3月末までに請負契約を締結すれば、引渡し令和元年10月を過ぎても、消費税率は旧税率（8%）を適用。
 3 東日本大震災の被災者に係る非課税枠は、令和3年12月末まで、1,500万円を据置き。ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の平成31年4月から令和2年3月までの非課税枠については、3,000万円。（それぞれ、耐震・エコ・バリアフリー以外の一般住宅は500万円減）
 4 原則として贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある。

(資料13) 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し | 平成29・30年度改正

外国人が被相続人となる場合の納税義務の範囲について、高度外国人材の受入れを促進する観点から、累次の見直しを実施。

《平成29年度改正》住所が一時的である外国人どうしの相続等について、国外財産を課税対象としない

《平成30年度改正》外国人の出国後に発生した相続については、日本での滞在期間を問わず、国外財産を課税対象としない

■ : 国内・国外財産ともに課税対象 □ : 国内財産のみ課税対象

被相続人	相続人	国内に住所あり	国内に住所なし			
			一時的 居住者 ^{※1}	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
国内に住所あり						
	一時的居住者 ^{※1} (相続前15年中、国内の居住期間 が10年以下の者)					
国内に 住所なし	10年以内に住所あり					
	外国人 ^{※2}					
	10年以内に住所なし					

※1 出入国管理法別表第1の在留資格の者に限る。

※2 相続開始前10年間、いずれの時においても日本国籍を有していない場合に限る。但し、贈与税については、長期間（出国時前15年以内に国内に住所を有した期間が合計10年超）滞在した外国人が出国後に贈与を行い、出国後2年以内に日本に住所を戻した場合は国外財産にも課税。

13

(資料14) 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し | 令和3年度改正

○ これまで、高度外国人材等の受入れを促進する観点から、日本に居住する期間が10年以下の外国人が死亡した際には、相続税の課税対象を国内財産に限定する等の措置を講じてきた。

○ 今般、高度外国人材等の日本での就労を更に促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人^{※1}が死亡した場合、居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象としない^{※2}こととする（当該外国人が行う生前贈与に係る贈与税についても同様）。

※1 出入国管理法別表第1の在留資格の者

※2 日本に長期滞在（相続開始前15年中10年超）する外国人が相続人となる場合を除く。

相続人が外国居住者・短期滞在者である外国人の場合

	日本に滞在中に死亡した 外国人（被相続人）の滞在期間	相続税の課税対象
改正前	10年以下	日本国内の財産のみ
	10年超	日本国内及び国外の財産
改正後	入管法別表第一の在留資格で居住 (居住期間を問わない)	日本国内の財産のみ (国外財産に課税しない)

(注1) 短期滞在者：相続開始前15年以内において日本に居住する期間が10年以下の者

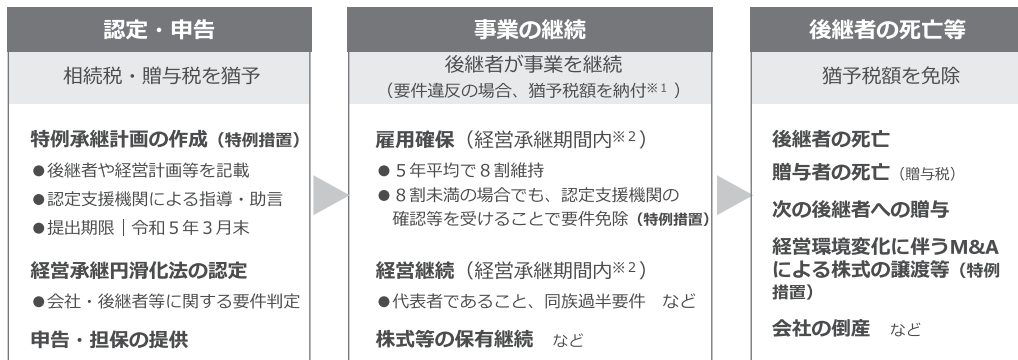
(注2) 出入国管理法別表第1：高度専門職、経営・管理、研究など、日本で就労等する際に付与（永住者等は含まない）。

14

(資料15) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版 事業承継税制）

- 中小企業の先代経営者から後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の場合に免除する制度
 - 平成30年1月からの10年間の措置として、従来の制度を抜本拡充した特例措置を創設
 - ✓ 猶予割合 80% ⇒ 100% ✓ 雇用確保要件の弾力化
 - ✓ 対象株式 総株式の2/3まで ⇒ 全株式 ✓ 経営環境変化に対応した免除措置 など
- ※平成30年4月1日～令和5年3月31日の5年以内に特例承継計画の策定が必要

● 納税猶予の流れ



※1 経営承継期間後の株式の一部譲渡などの場合は、譲渡した株式に対応する部分のみ納付。また、猶予税額に併せて利子税（令和2年：0.7%）を納付。
 ※2 経営承継期間：申告期限から5年内の期間

(資料16) 事業承継税制の改正の経緯

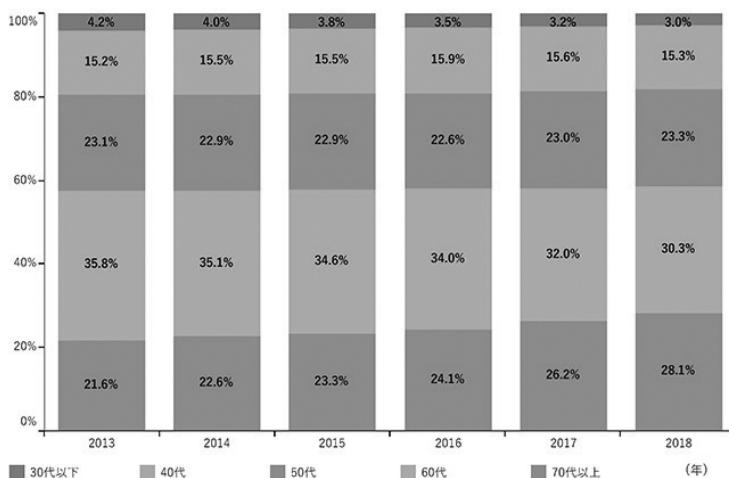
平成21年度改正 (一般措置の創設)	平成25年度改正	平成29年度改正	平成30年度改正 (特例制度の創設)
承継後5年間、 <u>毎年</u> 8割の雇用を維持	承継後5年間平均で8割の雇用を維持	災害等の場合に雇用要件等を緩和	【特例制度】 雇用要件の弾力化 5年平均で8割を下回り、その理由が経営悪化等であるときは、認定支援機関の指導助言が必要
対象総株式数の2/3まで			【特例制度】 全株式が対象
税額の猶予割合は80%			【特例制度】 100%
同族過半・同族筆頭の経営者からの承継が対象			複数人からの承継も対象
後継者が親族の場合のみ	後継者が親族外 (番頭さん) の場合も適用可		【特例制度】 最大3人まで
贈与後、先代経営者は役員を退任する必要	贈与後も先代経営者は役員にとどまれる		
贈与の場合、相続時精算課税の併用不可 <small>経営者が生前に事業承継 (贈与) を行った後に、相続までの間に事業をやめてしまった場合には、通常の贈与税が発生</small>		贈与の場合、相続時精算課税の併用可 <small>左記の場合、20%の税率による贈与税を納付し、相続時に追加分があれば、納付</small>	

(資料17) 相続税の納税猶予の適用要件

対象会社	後継者（相続人）	先代経営者（被相続人）
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者であること 上場会社等・風俗営業会社に非該当 資産管理会社に非該当 総収入金額が0を超えている など 	<ul style="list-style-type: none"> 同族関係者で総議決権数の過半数を保有（同族過半数要件） 同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有（筆頭株主要件） 相続開始直前において役員であること ※先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く。 相続開始から5か月経過時点で代表者であること 特例承継計画に記載された後継者であること（特例措置） など 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の代表者であったこと 代表者であった期間のいずれかの時・相続開始直前において、同族関係者で総議決権数の過半数を保有（同族過半数要件） 同族関係者の中で最も多くの議決権数を保有（筆頭株主要件） 特例承継計画に記載された先代経営者であること（特例措置） など

(資料18) 経営者の年齢分布の推移

第1-3-23図 社長の年齢分布

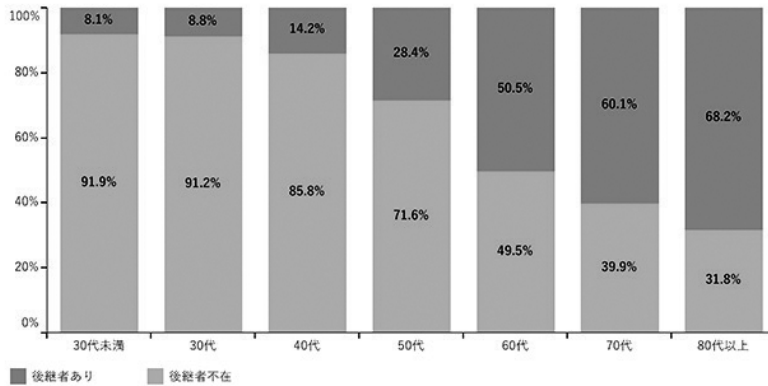


資料：(株)東京商工リサーチ「全国社長の年齢調査」

※2020年版中小企業白書より抜粋

(資料19) 経営者の年齢別の後継者決定状況

第1-3-24図 社長年齢別に見た、後継者決定状況



資料：(株)帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査(2019年)」

※2020年版中小企業白書より抜粋

(資料20) 相続税の納税猶予の要件緩和 | 令和3年度改正

改正前

「死亡前に後継者を決定しておくことが、計画的な事業承継に資する」との観点から、後継者が**被相続人の相続開始前に会社の役員に就任している必要(役員就任要件)**

※被相続人が**60歳未満**で死亡した場合を除く。



改正後

- 中小企業の経営者の平均年齢の上昇を踏まえ、被相続人が**70歳未満**で死亡した場合には、役員就任要件を不要とする。(一般措置・特例措置)
- 特例承継計画を策定している会社であれば後継者の候補が決定しているといえるため、**特例承継計画に後継者として記載されている者**については、役員就任要件を不要とする。(特例措置のみ)

(資料21) 特例承継計画 (記載例)

様式第21

施行規則第17条第2項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

●●●●●●●●

令和○年○月○日

郵便番号 000-0000
 会社所在地 ●●●●●●●●
 会社名 経済クリーニング株式会社
 電話番号 000-0000-0000
 代表者の氏名 経深 一郎
 経深 二郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について	
主たる事業内容	生活関連サービス業(クリーニング業)
資本金額又は出資の総額	3,000,000円
常時使用する従業員の数	8人
2 特例代表者について	
特例代表者の氏名	経深 一郎
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (退任日平成30年3月1日)
3 特例後継者について	
特例後継者の氏名(1)	経深 一郎
特例後継者の氏名(2)	経深 二郎
特例後継者の氏名(3)	

※中小企業庁HPより抜粋

4 特例代表者が有する株式会社等の特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期(予定)	令和○年○月1日即従発見
当該時期までの経営上の課題	(株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます)
当該課題への対応	(株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます)

5 特例後継者が株式会社等を承継した後の年度の経営計画

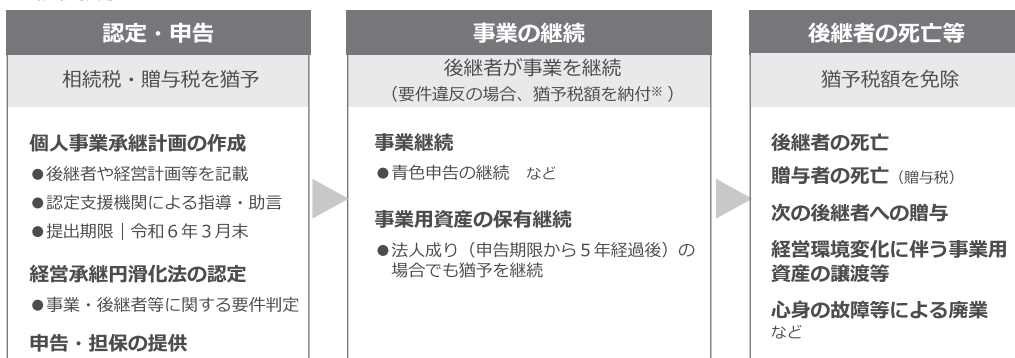
実施時期	具体的な実施内容
1年目	郊外店において、コート・ふとん類に対するサービスを強化し、その内容を記載した看板の設置等、広告活動を行う。
2年目	新サービスであるクリーニング後、最大半年間(又は一年間)の預かりサービス開始に向けた営業等の準備をする。
3年目	クリーニング後、最大半年間(又は一年間)の預かりサービス開始。(預かり期間は、聯合他店舗の状況を見て判断。)
4年目	駅前店の改装工事後に同けた新サービスを検討。
4年目	駅前店の改装工事、リニューアルオープン時に同けた新サービスの開始。
6年目	サービス提供後における申請(税に土地)の状況を踏まえながら、前事業展開(コインランドリー事業)又は新店舗展開による売り上げ向上を目指す。

21

(資料22) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予 (個人版 事業承継税制)

- 個人事業者である先代経営者から 後継者が特定の事業用資産を相続・贈与により取得した場合には、その事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予(100%)し、後継者の死亡等の場合に免除する制度
- 平成31年1月からの10年間の措置であり、基本的に法人版 事業承継税制(特例措置)と同様の仕組み
 - ※1 平成31年4月1日～令和6年3月31日の5年以内に個人事業承継計画の策定が必要
 - ※2 対象資産：土地、建物、一定の減価償却資産(土地については、事業用の小規模宅地等の特例との選択制)
 - ※3 不動産貸付事業は対象外

●納税猶予の流れ



※ 事業用資産の一部譲渡などの場合は、譲渡した事業用資産に対応する部分のみ納付。また、猶予税額に併せて利子税(令和2年：0.7%)を納付。

22

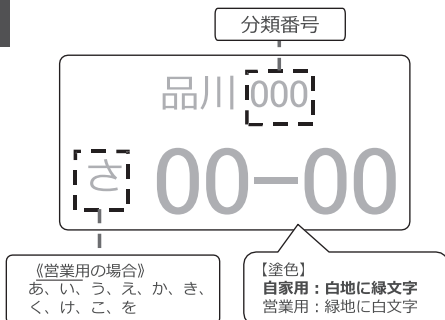
(資料23) 特定事業用資産の範囲

区分		内容	適用の可否
土地等		・土地及び土地の上に存する権利	○
減価償却資産	有形減価償却資産	・建物及びその付属設備 ・構築物（ガソリンスタンド、広告塔など） ・機械装置（農業用設備など） ・工具・器具備品（自動販売機、看板など） ・ 車両運搬具 、船舶及び航空機（トラック、漁船など）	○ ※固定資産税に 依拠
	無形減価償却資産	・鉱業権、特許権など	○
	生物	・牛及び馬並びに果樹など	○
減価償却しない資産	少額の減価償却資産	・使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の減価償却資産 ※ 中小事業者の場合は、10万円以上30万円未満	×
	減耗しない資産 〔時の経過により価値の減少しないもの〕	・美術品等 ①歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの ②①以外で取得価額が100万円以上のもの ・貴金属の素材の価額が大部分を占める固定資産	×
	棚卸資産 建設・製作中の資産	・棚卸資産 ・現に稼働していない資産 ・建設又は製作中の資産	×

(資料24) 特定事業用資産に該当する自動車

- ① 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用される自動車（緑ナンバー・黒ナンバー）
- ② ①以外の自動車で次に掲げるもの（白ナンバー・黄色ナンバー）
 - イ 自動車登録規則別表第2の自動車の範囲欄の1、2、4及び6に掲げる普通・小型自動車
※貨物運送用自動車、乗車定員11人以上の自動車、散水車など特殊自動車 等
 - ロ 道路運送車両法施行規則別表第2の4の自動車の用途による区分欄の1及び3に掲げる軽自動車
※貨物運送用自動車、散水車など特殊自動車
- ハ **イ・ロ及び③以外の自動車以外の自動車（取得価額500万円に対応する部分）【令和3年度改正】**
- ③ 原動機付自転車、軽自動車（2輪のものに限る。）及び小型特殊自動車（4輪以上のものうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除く。）
- ④ 固定資産税の課税対象とされる大型特殊自動車

ナンバープレートの表示
(普通自動車・小型自動車)

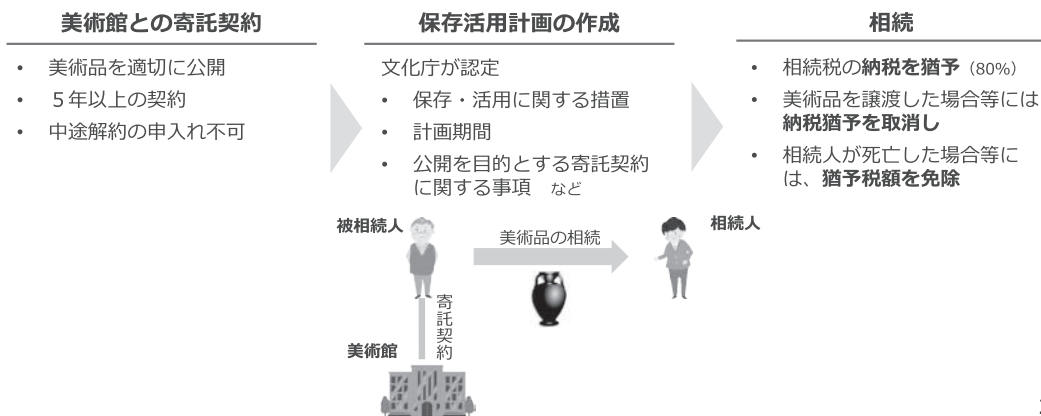


(資料25) 特定の美術品についての相続税の納税猶予

世界文化の見地から特に優れた価値を有する美術品の公開促進と散逸防止のため、美術館と寄託契約を締結し、文化財保護法の「保存活用計画」の認定を受けて寄託している特定の美術品を相続した場合には、美術品の価額の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

特定美術品…①重要文化財

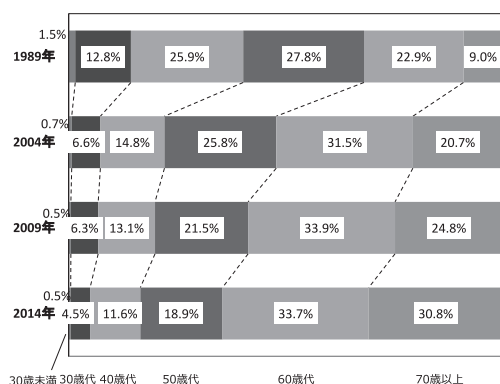
②登録有形文化財のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上、学術上特に優れた価値を有するもの
【令和3年度改正】 登録有形文化財の登録基準の改正により、製作後50年を経過していないもの（いわゆる現代アートなど）を追加



(資料26) 年代別 金融資産保有残高について

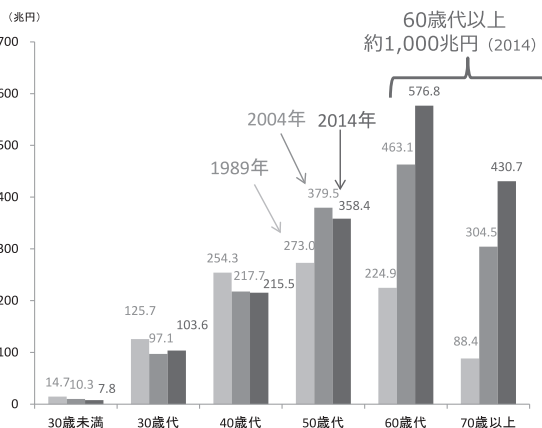
- 年代別の金融資産残高をみると、この25年間で60歳以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳以上が約6割（約1,000兆円）の資産を保有。

年代別 金融資産残高の分布の推移



【出所】総務省「全国消費実態調査」（二人以上の世帯）により作成
 【注】「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金・生命保険・損害保険の掛金・株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

年代別 金融資産保有総額

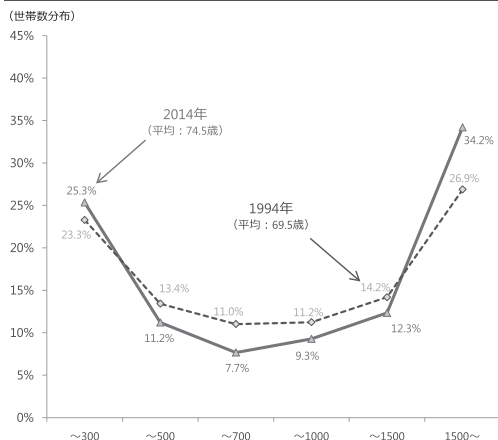


【出所】日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

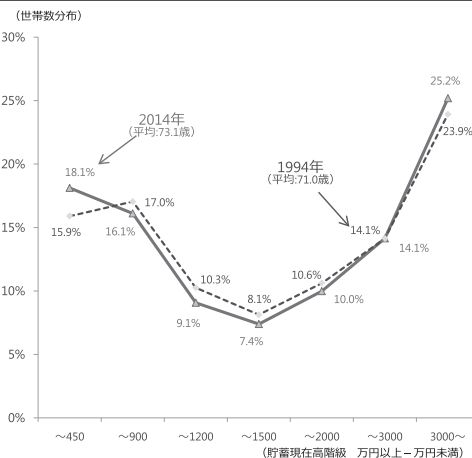
(資料27) 貯蓄現在高階級別 世帯数分布 | 高齢者世帯 (1994年→2014年)

1994年から2014年までの間に、高齢者世帯における貯蓄現在高の高い世帯と低い世帯の割合が上昇しており、二極化が進んでいる。

高齢者一人世帯



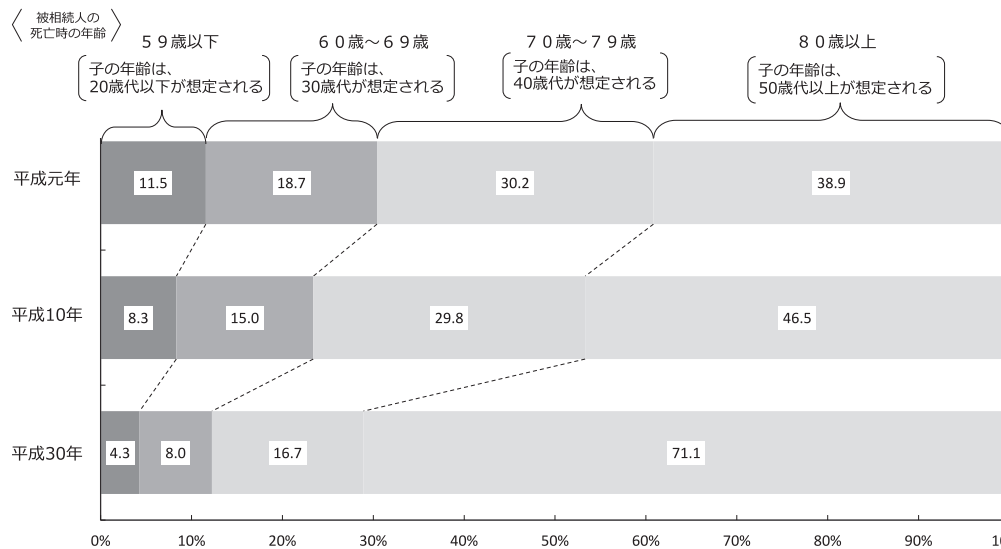
高齢者世帯 (二人世帯)



(出所) 総務省「全国消費実態調査」
 (注1) 高齢者は、1994年については60歳以上、2014年については65歳以上。
 (注2) 高齢者世帯 (二人以上の世帯) は、「高齢者夫婦世帯 (夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

(資料28) 相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比

被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



(注) 主税局調べ

(資料29) 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方 (抄)

第二 令和時代の税制のあり方

令和元年9月26日
政府税制調査会

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

- (3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築
- ② 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

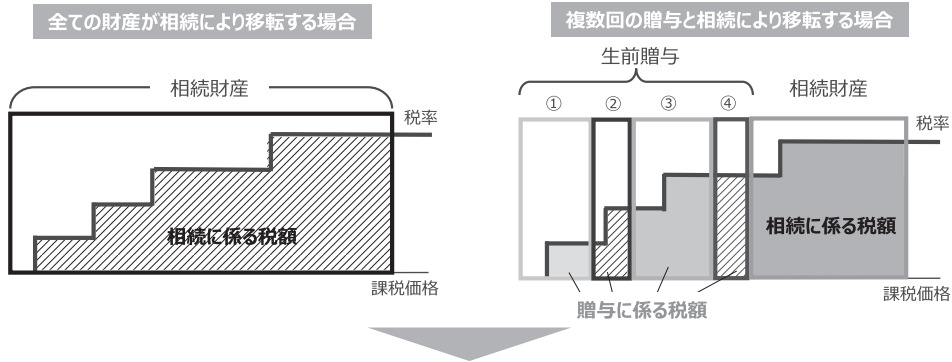
(資料30) 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

米 (遺産税方式)	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>生涯にわたる贈与 相続</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(納付済の税額)は遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に中立的</p>
独・仏 (遺産取得課税方式)	<p>①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>それ以前の贈与 一定期間内の贈与 相続</p> <p>※過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>資産移転の時期に中立的</p>
日本 (法定相続分課税方式)	<p>①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p> <p>それ以前の贈与(暦年単位で課税) 死亡前3年以内の贈与 相続</p> <p>※死亡前3年間の贈与に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>資産移転の時期に中立的でない</p>
日本 (精算課税方式)	<p>①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>選択前の贈与(暦年単位で課税) 精算課税選択後の贈与 相続</p> <p>※選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済の実額)は相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>選択後は生前贈与と相続で税負担が一定</p> <p>資産移転の時期に中立的</p>

(資料31) 資産移転の時期の選択に中立的な税制 (イメージ)

- 資産の移転の時期 (回数・金額含む) にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者 (取得者) は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国 (米・独・仏) では、贈与税・遺産税 (相続税) の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

(例) 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



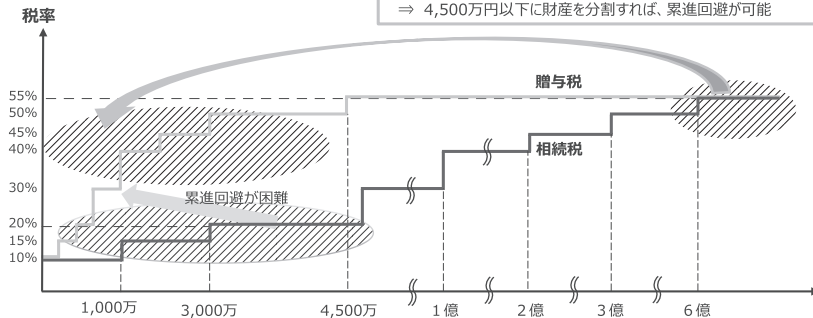
移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

(資料32) 我が国の相続税と贈与税の関係

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い (ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用)。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

(参考) 相続税と贈与税の税率構造 (イメージ)

例: 相続財産 (法定相続分) が6億円超 (限界税率55%) の場合
⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能



例: 相続財産 (法定相続分) が4,000万円 (限界税率20%) の場合
・ 財産を1,000万円に分割しても、贈与税の限界税率30% (累進回避は困難)
・ 財産を400万円に分割した場合、贈与税率15% (累進回避が可能)

贈与税: 課税価格 (取得財産価額 - 基礎控除額)
相続税: 各法定相続人の法定相続分相当額 (課税遺産総額を法定相続分で按じた額)

(資料33) 令和3年度税制改正の概要

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）及びカーボンニュートラル（CN）に向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。
このほか、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

- (1) 産業競争力の強化に係る措置
- (2) 株式対価M&Aを促進するための措置
- (3) 国際金融都市に向けた税制上の措置
- (4) 住宅ローン控除等

2. デジタル社会の実現

- (1) 民間におけるデジタル化の促進
- (2) 納税環境のデジタル化

3. グリーン社会の実現

- (1) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設
- (2) 車体課税

4. 中小企業の支援

- (1) 中小企業向け投資促進税制等の延長
- (2) 所得拡大促進税制の見直し
- (3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

- (1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税の見直し
- (2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方
- (3) 相続税・贈与税のあり方

6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応

7. 円滑・適正な納税のための環境整備

- (1) 国際化に対応した適正課税の見直し
- (2) 退職金所得課税の適正化
- (3) 金密輸に対応するための消費税の仕入れ税額控除制度の見直し

33

1. ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(1) 産業競争力の強化に係る措置

- ① 企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進する措置の創設
 - ・ 「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）できる措置を創設する。
- ② 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し
 - ・ 厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、税額控除の上限を引き上げるとともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ等、所要の見直しを行う。
- ③ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し
 - ・ 雇用環境の悪化に対応するため、賃上げ・投資税制を、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。
- ④ 繰越欠損金の控除上限の特例
 - ・ 厳しい経営環境にあっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例を創設する。
（※）カーボンニュートラル（後述）、DX、事業再構築・再編等

(2) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

- ・ 企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。

34

(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・ 投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。
- ・ 就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。
- ・ ファンドマネージャーが運用成果に応じファンドから受け取る利益の分配について、一定の場合、株式譲渡益等として分離課税の対象となることを明確化する。
- ・ リミテッド・パートナーシップを通じて投資を行う非居住者等に対する課税の特例について、持分割合要件を緩和する。

(4) 住宅ローン控除等

- ・ 控除期間13年の特例の適用期限を1年延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、経済対策として、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。
- ・ 会計検査院の指摘を踏まえ、控除率1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方を令和4年度税制改正で見直す。
- ・ 贈与税の非課税枠（1,500万円/令和3年4月以降縮小）を令和3年末まで据え置く（面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる）。

35

2. デジタル社会の実現**(1) 民間におけるデジタル化の促進**

- ① 企業のDXを促進する措置の創設（再掲）
- ② 研究開発税制の見直し

- ・ 企業のDXを促進する観点から、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とする。

(2) 納税環境のデジタル化

- ① 税務関係書類における押印義務の見直し

- ・ 税務署長等に提出する国税関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。

- ② 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ・ 経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。

3. グリーン社会の実現**(1) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設**

- ・ カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）できる措置を創設する。

(2) 車体課税

- ・ 自動車重量税のエコカー減税について、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から新燃費基準への切り替えを行うなど所要の措置を講ずる。

36

4. 中小企業の支援

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長

- ・ 設備投資を促進し、経営基盤の強化を支援する等の観点から、中小企業の軽減税率の特例や中小企業投資促進税制等を2年延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

- ・ 中小企業全体として雇用を守りつつ、所得拡大を促すため、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- ・ 中小企業の経営資源の集約化を通じた生産性向上等を促すため、M & Aを実施する企業の投資リスクに備える準備金制度（株式等の取得価額の70%以下の金額を積み立て、当期の損金に算入）を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置を講ずる。

5. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税の見直し

① 記帳水準の向上等

- ・ クラウド会計により手間や費用をかけず正規簿記を行える環境が整ってきていることを踏まえ、正規簿記の普及を含め、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行う。

② 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- ・ 国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外施設の利用料等）について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

③ セルフメディケーション税制の見直し

- ・ 対象をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で5年延長。効果検証のための指標を設定し、次期改正時にこの評価を踏まえ制度を見直す。

37

(2) 私的年金等に関する公平な税制のあり方

- ・ 私的年金の拠出限度額をより公平な算定方法に改善する等の見直しが行われることを踏まえ、現行の税制上の措置を適用する。

(3) 相続税・贈与税のあり方

－ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・ 節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上で延長する。

6. 経済のデジタル化への国際課税上の対応

- ・ 昨年度の与党税制改正大綱に示された基本的考え方（※）を踏まえ、2021年半ばまでの国際的な合意に向け、わが国として主導的な役割を果たしていく。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| (※) ①安定的かつ予見可能な投資環境の構築 | ②企業間の公平な競争環境の整備 |
| ③新ルールの適用対象の明確化 | ④過大な事務負担及び二重課税の防止 |
| ⑤法人税の引下げ競争への対抗（R2与党税制改正大綱） | |

38

7. 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 国際化に対応した適正課税の確保：国際的徴収回避行為への対応

- ・ 徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び二次納税義務の適用対象を見直す。

(2) 退職所得課税の適正化

- ・ 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額+300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない。

(3) 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

- ・ より一層の金密輸の抑止を図る観点から、仕入税額控除の要件として保存が求められる売却した者の本人確認書類から、外国政府発行の書類等を除外する。